

| 平成２８年第５回山田町議会臨時会会議録（第１日）                                                                        |  |                   |                     |        |           |          |         |          |           |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------|---------------------|--------|-----------|----------|---------|----------|-----------|--|
| 招 集 告 示 日                                                                                       |  | 平成２８年１０月３１日       |                     |        |           |          |         |          |           |  |
| 招 集 年 月 日                                                                                       |  | 平成２８年１１月 ４日       |                     |        |           |          |         |          |           |  |
| 招 集 場 所                                                                                         |  | 山田町役場５階議場         |                     |        |           |          |         |          |           |  |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                                            |  | 開 会               | 平成２８年１１月 ４日午前１０時００分 |        |           |          | 議 長     | 昆        | 暉雄        |  |
|                                                                                                 |  | 閉 会               | 平成２８年１１月 ４日午後 ０時１５分 |        |           |          | 議 長     | 昆        | 暉雄        |  |
| 応（不応）招議員<br>及び出席議員並び<br>に 欠 席 議 員<br><br>出席 １４名<br>欠席 ０名<br>欠員 ０名<br>凡例 出席 ○<br>欠席 △<br>(不応招) × |  | 議 席 番 号           | 氏 名                 |        | 出 席 等 の 別 | 議 席 番 号  | 氏 名     |          | 出 席 等 の 別 |  |
|                                                                                                 |  | １                 | 阿 部 幸 一             |        | ○         | ８        | 関 清 貴   |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ２                 | 田 村 剛 一             |        | ○         | ９        | 阿 部 吉 衛 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ３                 | 佐 藤 克 典             |        | ○         | １０       | 坂 本 正   |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ４                 | 黒 沢 一 成             |        | ○         | １１       | 菊 地 光 明 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ５                 | 田 老 賢 也             |        | ○         | １２       | 山 崎 泰 昌 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ６                 | 木 村 洋 子             |        | ○         | １３       | 吉 川 淑 子 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | ７                 | 尾 形 英 明             |        | ○         | １４       | 昆 暉 雄   |          | ○         |  |
| 会 議 録 署 名 議 員                                                                                   |  | ６ 番 木村 洋子         |                     |        | ７ 番 尾形 英明 |          |         | ８ 番 関 清貴 |           |  |
| 職 務 の た め 議 場<br>に 出 席 し た 者 の<br>職 氏 名                                                         |  | 事務局長              |                     | 白土 まさ子 |           | 書 記      |         | 鈴 木 廉 子  |           |  |
| 地 方 自 治 法 第<br>１ ２ １ 条 により<br>説 明 の た め 出 席<br>し た 者 の 職 氏 名<br><br>凡例 出席 ○<br>欠席 △             |  | 職 名               | 氏 名                 |        | 出 欠       | 職 名      | 氏 名     |          | 出 欠       |  |
|                                                                                                 |  | 町 長               | 佐 藤 信 逸             |        | ○         | 国保介護課長   | 甲斐谷 芳 一 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 副 町 長             | 甲斐谷 義 昭             |        | ○         | 健康福祉課長   | 菊 池 ひろみ |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 副 町 長             | 鈴 木 裕               |        | ○         | 建設課長     | 川守田 正 人 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 技 監               | 山 下 真 徳             |        | ○         | 建築住宅課長   | 佐々木 政 勝 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 総務課長              | 花 坂 惣 二             |        | ○         | 上下水道課長   | 佐々木 達 彦 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 総務課主幹             | 倉 本 收 郎             |        | △         | 消防防災課長   | 上 沢 隆   |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 企画財政課長            | 上 林 浄               |        | ○         | 教育委員長    | 山 崎 喜 六 |          | △         |  |
|                                                                                                 |  | 復興推進課長            | 沼 崎 弘 明             |        | ○         | 教 育 長    | 佐々木 毅   |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 会計管理者兼<br>税 務 課 長 | 昆 秀 樹               |        | ○         | 教育次長     | 箱 山 智 美 |          | △         |  |
|                                                                                                 |  | 農 林 課 長           | 古 舘 隆               |        | ○         | 生涯学習課長   | 白 土 靖 行 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 水産商工課長            | 佐々木 真 悟             |        | ○         | 学校教育課長補佐 | 田 畑 作 典 |          | ○         |  |
|                                                                                                 |  | 町民課長              | 中 屋 佳 信             |        | ○         |          |         |          |           |  |
| 議 事 日 程                                                                                         |  | 別 紙 の と お り       |                     |        |           |          |         |          |           |  |
| 会 議 に 付 し た 事 件                                                                                 |  | 別 紙 の と お り       |                     |        |           |          |         |          |           |  |
| 会 議 の 経 過                                                                                       |  | 別 紙 の と お り       |                     |        |           |          |         |          |           |  |



平成 28 年第 5 回山田町議会臨時会議事日程

平成 28 年 11 月 4 日（金）午前 10 時開議

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 報告第 17 号 公共下水道山田管渠（27－4 工区）布設工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 報告第 18 号 町道関口線内事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日 程 第 5 議案第 112 号 山田町駐車場条例
- 日 程 第 6 議案第 113 号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 7 議案第 114 号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第 115 号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第 116 号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 10 同意第 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 1 議案第 116 号撤回の件



平成28年11月4日

平成28年第5回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成28年第5回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。

会議に入る前に総務課長より議員の皆様にご連絡したい旨申し出がありますので許可します。

○総務課長（花坂惣二）

皆様には貴重な時間を頂戴いたしまして大変申し訳ございません。防災無線の放送等で行っておりますが、本日10時過ぎに全国一斉地震等による緊急放送試験が行われます。議会開会中に音が議場に入ってくる可能性がございますので、大変耳障りな点もあろうかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。執行部側の出席者について申し上げます。箱山教育次長が公務出張のため、田畑課長補佐が代理出席しております。また、総務課主幹が公務出張のため欠席することを申し添えます。

報道機関の議場内での写真撮影及びビデオカメラ撮影を許可することを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、報告第17号 公共下水道山田管渠(27-4工区)布設工事の請負変更契約の専決処分の報告について報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(佐々木達彦)

報告第17号 公共下水道山田管渠(27-4工区)布設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成28年第1回山田町議会定例会において議案第59号として議決をいただいたものであります。請負金額6,480万円で菱和建设株式会社が施工の工事であります。

今回の変更は、現場を精査した結果による増であります。金額が増となった主な要因であります、町道関口線に使用されていない旧水道管が埋設されており、下水管を付設するために支障となったことから、撤去及び処分費を計上したことと、町道釜谷洞冷凍線に下水管を付設するにあたり町営後楽墓地後方からの交通量が多いことから、車両の円滑な通行を図るために交差点部に交通誘導員を増員したことによる増額であります。

資料2をごらんください。変更後の工事概要は、工事施工延長が17.2メートル減の735.9メートル、小口径推進工法での施工は4メートル増の39メートル、自然流下管での施工が16.2メートル減の441メートル、圧送管での施工が5メートル減の255.9メートル、マンホール設置が6カ所減の30カ所、取り付け管及びます設置校が3カ所増の21カ所となっております。黄色の着色は現行部分、オレンジ色で着色している部分は増工部分の旧水道管を表示したものであります。

次に資料3をごらんください。図面は推進工の平面、縦断面図で、赤色の着色が当初、オレンジ色の着色が変更となります。試掘調査により水道管及びN T Tケーブルが支障となることから、推進位置と立て坑位置を移動したため、施工延長を4メートル増の39メートルとしたものであります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額6,480万円に今回消費税込金額270万8,640円を加えた金額6,750万8,640円で、去る9月26日に変更契約を締結し、9月30日に完成したところであります。

以上、報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第 17 号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 4、報告第 18 号 町道関口線内事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

報告第 18 号 町道関口線内事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご報告申し上げます。

本件は、平成 28 年 8 月 5 日、午後 7 時ごろ、山田町山田第 17 地割先路上において乙所有の車両が町道関口線を走行中、対向車を避けるため路肩に入ったところ、舗装が崩れてできた約 10 センチメートルの段差から車輪を落とし、左側の前輪及び後輪のホイールとタイヤを破損したものであります。

次に示談書をごらん願います。当事者甲は山田町長であります。乙の車両の所有者は、下閉伊郡山田町・・・・・・・・・・様であります。

本件事故につきましては 10 月 18 日に示談を取り交わしております。なお、損害賠償額は 1 万 3,739 円となっております。

このような事故を起こしましたことに対しまして、深くおわび申し上げますとともに、町道の維持管理に万全を期し、事故の防止に努めてまいります。

以上、町道関口線内事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

ちょっと中身的にはわかるのですが、維持管理の部分で路肩が崩れていたという話なのですけど、関口線に限ったことではなくどこにもあるのですよね。事故が起きた場合に、こういうふうにデータの的にも出してしまったのだから、これからそういう問題が出てくれば全部払わなければならないよね。運転者の安全義務違反というか過失的な部分で、運転者のほうが未熟な部分でなったような形というのは、実際それまで面倒見なければならないのですか。その辺を確認したい。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回の事故に関しましては保険会社等ともお話をしまして、町が所有する道路であるということと、

管理する責任もあるだろうということで、町に対する瑕疵もその事故に起因しているということで、負担割合、相手方の車も走行中だったということで、安全管理義務もあるということで、50%の負担ということで町のほうが損害賠償の金額を支払うということになったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ということは要するに、自分たちの管理が行き届かなかったというのは認めたわけですね。今後もしそういう形が出てくれば凡例的に出たものですから、全て面倒を見なきゃならないという部分になるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

その部分については、ケースバイケースという形にはなると思います。保険会社との話し合いによりまして、町のほうの瑕疵がある場合については、賠償責任は負わなければならないというふうには考えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。5 番。

○5 番田老賢也議員

舗装が崩れてできたということなのですけれども、復興工事があと2年ちょっとくらいでほとんどが終了するということになると思うのですけれども、7 番議員がおっしゃったとおり、いろんなところで道路がぼろぼろになっていますので、こういった事故が起こるということも大いに考えられますので、修理とか舗装とかの計画を今の段階から立てて効率的に進めていただければと思います。意見で終わります。

○議長（昆 暉雄）

以上で報告第 18 号を終わります。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第 5、議案第 112 号 山田町駐車場条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第 112 号 山田町駐車場条例について、その提案理由と制定の内容についてご説明申し上げます。



今回の条例の制定は、陸中山田駅前に整備を進めておりました駅前駐車場が完成したことから、施設の設置及び管理に関する事項を定めるため制定するものです。それでは第1条から順に説明してまいります。

第1条は設置の目的について規定するものです。第2条では施設の名称及び位置を定めるもので、駐車場の名称は山田町駅前駐車場、位置は山田町川向町7番15号となります。第3条では駐車場内における禁止行為について規定しております。第4条では駐車場利用の停止または制限について規定しております。第5条では駐車料金についての規定で、施設の駐車料金は無料としております。第6条では駐車場で発生した損害に係る賠償責任について規定しております。第7条では本条例において定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由と制定の内容について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

山田の中心街にこの駐車場ができるということは大変結構なことだと、こう思っています。ただ利用者が錯綜することから、相当管理とか利用の面については細心の注意をしなければならないのではないかと。買い物客もあり、駅の利用者もあり、交流センターに来る人もあり、ふれあいセンターに来る人もある。そういう人たちがこれを利用すると。

それから駐輪場もあるので、この駐輪場の利用についても、多分これは買い物客を頭に入れた駐輪場だと思うのです。ただ鉄道が開通すれば、通学生が相当駐輪場を利用するだろうと。駅のほうに専属の駐輪場ができれば構わないのですけれども、それを考えたときにそういう生徒たちが利用する駐輪場と、買い物の人たちが利用するので狭く混雑するような気がするのですよね。そういうことについても管理をどうするかということについて説明いただきたいと思っています。

それからよく私たちも観光バスなんかがあって、じゃあどこに駐車したらよいでしょうか、駐車場どこにありますかと、こういうふうに聞かれることがあるのです。今回のこの駐車場というのはほとんど小型か普通車ですね。大型車両が入るようなスペースはないのです。それで例えば観光バス、あるいは大型の車が入ってきて物を買いたいという場合の駐車というのはどうなるのかということをお伺いしたいと、このように思っています。

それからこの条例の最後に、管理については別に規則で定めるというふうにあるのですが、いずれ利用すれば管理の件も当然頭の中に入ってこなければならないと。そこで管理については規則で別に定めると、この規則はもうできているのかどうか、そして想定される中身について説明いただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、実は全員協議会には図面が出てきました。でも本来正式のもの

というのは条例の検討というのも議会で初めて成立することであって、やはりここに図面をつけるべきではなかったのかなと思っています。というのは、第1条に山田町駐車を設置すると、こういうふうにありますから、じゃあどのような駐車場なのだということになってくるわけなので、その辺をお伺いしたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず1点目の駐車の管理についてでございます。駐車の管理につきましては、管理委託業務を締結したいというふうに考えてございます。管理委託業務の中で駐車の見回りとか安全管理をしてもらう方向で検討しているところでございます。

2点目の大型バスのスペースがないということですが、現時点でこの駐車場について大型バスが乗り入れるスペースは設けてございません。ですので、例えば低地部のほうにそのような場所を設けるとかという部分については検討していきたいなというふうに考えてございます。

3点目の規則についてでございますが、規則については条例の制定が議決されましたら、規則も新たに設置しようということで考えてございます。中身については駐車の利用時間、それと駐車できる車の車両の種類というような部分を考えてございます。

正式に議会でこの駐車の図面を出すべきではなかったかということでございます。今後このような事例があった場合には、4点目につきましては総務課長からお答えします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

ご指摘の図面の件でございますが、従来から新規条例の場合はこのようなスタイルを今までずっととっておりました。また新規条例を上程する場合は、そのため議員の皆様にも全員協議会等を開催いたしまして丁寧にご説明をしてきたつもりでございますし、そのときは本会議では図面がつかないのでここでつけますよという意味合いで皆様にこの件に関しましてはこの前の説明もそうでございますが、図面を提示しておったということですので、是非それを参考にいただければというふうに思います。なお今後新規条例の提案に際しても図面をつけるという部分に関しましては、議会側からの要望があれば、そこは検討しなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今の図面についてはつけなくてもよい条例もあるのです。ただこれはあくまでも駐車を設置する

というふうに入っていますから、じゃあどういう駐車場なのだという事になった場合、これはやはりつけるべきだと思っています。だって町民はきょうかかったのも初めてわかるわけですから。全員協議会の資料が外に出るわけではないでしょうから。そういう点でつける必要のあるものと、当然つけなくてもよい、例えば福祉条例とかそういうものに図面をつけるっていったって、つける必要はないわけですから。今話したように、その場その場で町民を対象にした考え方でやっていただきたいと思います。

それから管理のことについてですけれども、管理委託を結んでやりたいと、こういう話です。そしてこの条例が制定されたらということですが、実はこの条例は公布の日から施行するということになりますと、これはいつになるのかな。きょうから。そうすれば実質的にはもうきょうから町民は利用してもいいよということになるわけですね。実際にはできないにしても。そうすればもうきょうのうちに管理規則も、それから委託もどこどこに頼むというふうなことを決めておかねばならないというふうに入っているのですが、その辺いかがですか。これは何も業者とか何とかというよりも、やはり私はその比較的駐車場が狭いものですから、相当町民の間の中でトラブル等が起きたら心配だなという思いでやります。

それから先ほど話したように駐輪場についても説明なかったのですが、通学する生徒にも使わせるのか、買い物に来る生徒にも使わせるのか、その辺をきちっとしておかないと、行ったら駐輪場が満杯だったということもあると思いますので。そういうことを頭に入れた説明をお願いしたいなと思っています。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

2番議員の趣旨というかご要望は十分にわかりました。私のほうでは、別につけないと言っているわけではございませんので。議会の皆さんからの要望があれば、それは考えるということでございますので、それはよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

駐車場の管理委託については、共同店舗建設運営会社に委託する方向で話は進めているところでございます。

規則につきましては議会議決後、きょう中に設定したいというふうに入っております。

駐輪場の関係ですけれども、現時点では駅前の駐車場を利用してもらうというふうに入っております。将来的にJRの用地が町のほうに全部移管されてくることになっております。その時点でJR用地の部分に駐輪場、通学の生徒等の駐輪場も確保できるかどうか、その辺は今後検討していきたい

というふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

速やかにトラブルが起きないような形での便利な利用の仕方をできるように進めていただきたいと。最後になりますけれども、山田は観光立町という言葉は大げさですけれども、いずれ観光客も呼びたいと。そしてあそこにはお土産屋も出ると思いますよね。中に入っていると思います。そうしたときに、やはり観光客が来て、物を買いたいという人たちが出てくるだろうと。あそこに集客するというのも今後大切なことだと思うのですが、その際にさっき大型バスについては空き地を利用してもらうと、こういう話でしたけれども、山田町では大型バスが停まるような駐車場の考えはないのか。そしてまた空き地に駐車した場合に駐車違反にならないのかどうか、そういうことも含めて考えていかなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

駅前駐車場についてはバスの停車するスペースはございません。ですので、駅前のロータリーの部分についてはバスが停まれる場所がございますので、そこで観光客を一度降ろしてもらって買い物してもらおうと。買い物している間は低地部の町有地を利用してもらおうと。買い物が終わったらまたその場所に戻ってきてもらうというような形かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。8 番。

○8 番関清貴議員

私からは第5条の駐車料金についてちょっと確認したいと思います。駐車場は無料とするとここで定めておりますが、これは多分共同店舗等、この駐車場を常に使うようなところに便宜を図る場合は多分ここの駐車場を使わせると思います。その場合、料金を徴収すると思いますが、そのようなものが想定されていると思いますが、この条例の中でそれをうたうことができなかった理由はなぜかというところをお聞きしたいと思います。

そして次に先ほど2番議員のほうからも質問がありましたが、利用できる時間とか車両の種類の制限、これについては規則で定めるということで理解しましたが、他の市の駐車場条例なのですけれども、これを見ますと、そのような車の種類とかサイズですか、車の長さとか高さとかです、そのようなのを、これは多分立体駐車場等をつくっている市だと思うのですが、そのような制限を条例

で盛っているわけですが、そのようなことで規則で定めるようにしたのはなぜかということを、結構利用できる時間というのは町民にも制限させることだと思うので、それを条例でうたわないで規則のほうに持っていったというのは、どのような理由でそうなったのか教えてください。

あと先ほど来ありました観光バスと大きいバスが来たら低地部のほうに駐車するということですが、この駐車場のスペースを見ますとそんなに入りませんので、イベント等があった場合は多分皆さん駐車場を探してこの辺を回ると思いますが、第2、第3駐車場を準備しているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

そして最後になりますが、利用時間が何時になるか今のところ私も規則で定めるというのでわかりませんが、深夜、24時間利用できるということであれば、結構車に、車上荒らし等可能性があるわけですが、それに対する対応策としてここに防犯カメラ等を設置して、町が設置しなくてもここを管理委託される会社のほうに町のほうで何がしかのそういう防災上の支援を図るような考えがあるかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず1点目の共同店舗に対する駐車料金ということでございます。共同店舗で使う部分につきましては、直接共同店舗がその来客者駐車場を利用するということになりますので、この施設によって直接共同店舗のほうに利益を受けることになるということになりますので、町としては適切な対価で賃借料を徴収したいというふうに考えております。

車の種類等を規則でということでございますが、規則では駐車場を利用できる車の車種等を規定しておりますので、道路交通法で指定する車の種類ということで規定してございます。

イベント等でバスの低地部の利用があった場合、第2、第3駐車場ということ考えているかということでございますが、第2、第3駐車場という考えは現在ではございません。

4点目の利用時間、24時間ということでは車上荒らし等あった場合ということでございますが、利用時間につきましては規則のほうで午前6時から午後12時までというふうに考えてございます。車上荒らし等があった場合については、そこは駐車場の管理の部分ではございませんで、そこは警察のほうで対応してもらうということになろうかなというふうにはございます。

防犯カメラというお話でございますが、管理委託することで考えておりまして、そちらのほうで適切な駐車場の見回りというのをやってもらいたいというふうに考えてございます。駐車場の利用でそういう悪質なことがあるようであれば、駐車場のほうにチェーンを張って中に入られないようなことも考えてございますので、悪質なそういう利用がある場合であれば、12時をもってチェーンを張って中に入られないようにするということも検討していかなければならないかなと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

一応地域安全の部分もございますので、防犯カメラの部分について町民課の部分でお答えしたいと思います。防犯カメラのほうは映像を記録、撮影記録するために地域の防犯対策では結構活用されております。ただ一方問題になるのは、不特定多数の住民を撮影するということになりますので、撮影された方のプライバシー権の基本的な人権を侵害する恐れがあるということで、町がカメラを設置、運用するにはちょっと慎重な対応が必要なのかなというふうに考えます。

町でカメラを設置するときにはごみの不法投棄があるとか、有害鳥獣の関係で被害があるときには監視カメラを設置することはあるのですけれども、防犯を目的に固定して設置している場所はございません。防犯カメラをです。それなので地域安全の面から、町民課とすれば地域の皆さんの協力をいただきながら、あと防犯隊によるパトロール、警察や関係機関と連携しながら防犯カメラを設置しなくてもいいような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関清貴議員

今の答弁の中で私、もちろん駐車料金の件ですけれども、利益をこうむる共同店舗棟の会社の方々からは町有地を使うわけですから、それなりの費用負担は当然出てくるのかなと思いますが、そのこともなんでこの条例の中に入れることができなかったのかということを知っているわけでございます。

あと防犯カメラ等は行政が設置するにはプライバシーの問題でかなり厳しいものがあるという回答でしたが、私は行政がつけなくても、ここはもう防犯とか管理を委託するのですから、運営会社等に町のほうでも町有地の駐車場を守るのだから、いくばくかの負担はして運営会社のほうで防犯カメラの設置主体となってやる方法というのでも考えられるのではないかと思います。それらについてはいかがなものかという質問の仕方をしてしますので、別にこれを運営するのは建設課でなくて別の課になるかと思いますが、それを踏まえて建設課長が考えていないのであれば、ほかの担当の課のほうで考えているのであれば、そのほうのご回答もいただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1 点目の共同店舗に貸し付けるということで、そこは条例にうたうべきではないのかということでございますが、今回条例の制定の部分については、あくまでも一般利用者が直接利用するという行為

に対して無料にするという条例でございます。これに対しまして共同店舗運営会社につきましては、この利用によりまして直接利益を受けるということで、考え方としては駐車場の用地を貸し付けするという考え方になりますので、その得られる利益に対する対価として貸付料をいただくという考え方でございます。ですので、駐車場条例につきましてはあくまでも一般利用者について無料にするという考え方でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

駐車場の管理についてでございますけれども、駐車場の管理につきましては、午前と午後、あるいは混む時間帯等を目視の上で確認できましたらば、駐車場内の見回りと清掃業務をお願いしたいというふうに考えております。またその中で、例えば通勤等による恒常的な利用ですとか、著しく継続的な利用が確認される車両等につきましては注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関清貴議員

駐車場の料金のことについてはどうも私が伝えているのは…

（何事か呼ぶ者あり）

○8 番関清貴議員

いいですか議長。発言していいですか。

○議長（昆 暉雄）

8 番どうぞ。

（「全協でやったんでねえか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関清貴議員

私聞きたいのは、全協の時にも質問しましたが、なかなか結論を得ないで、これで本会議が最後の、私らが議論をする場だと思ってこうやって質問しているわけでございますが、駐車料金無料として、まず建設課長が言うように一般のための条例だということでしゃべっていますが、一般というのが私はどうもあれがわからないのです。共同店舗棟を経営している人も一般だと思いますし、ここを利用する人も一般だと思います。それらの区分けが少し私と建設課長というか、答弁するほうの側がどうもイメージが一致しなくて非常に時間をかけて同僚議員等からもこのようにいろいろ正式の意見ではないですが、言われるわけですが、その辺をちょっと疑問に思ったのでこういう議論をしているので、

私は駐車場条例一本の中で規定上できるのであれば、それらも含めたほうが町民は駐車場条例を見まして、このような仕組みで、このような状態で貸し付けしているのだなということがわかりやすい条例になるかと思い私はこうやって議論をしているわけです。

そして2つ目の防災上についてですが、水産商工課長のほうから今答弁があったのですが、私は防災カメラのほうの設置について24時間監視できるので、それらのほうが望ましいのではないかと、ただ行政でやる場合にはプライバシーとかそのような問題でいろいろ疑義が残るようなものがあるということで回答を受けたわけですが、それだったらそういう委託するほうの会社のほうに町有地を守るために、町有の駐車場を守るためにいくばくかの負担をし合って設置したらどうかという提案をしているわけですが、水産商工課長の答弁だと午前中何回とか、そういうこれからのやり方について答弁があって、防犯カメラのほうの回答がなかったように思いますので再度答弁をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

今8番議員からいろいろ問題が提起されています。執行部におきましても附則をこれから作るわけですので、それを鑑みて附則に入れていただきたいと思います。ほかに質問ありませんか。10番。

○10番坂本正議員

今駐車場のことで縷々みなさんが質問したわけですが、私ちょっと解せないところがあるものですからちょっとお尋ねします。時間的な問題ですね。あそこの共同駐車場の。6時から12時で閉鎖すると。6時から12時ということで、5時間は閉鎖するということですが、あそこに飲食店関係も入っております、実際。この時間の設定はどういう格好で設定したのか。ましてや駅前の駐車場、例えばタクシー等が停まる場所がないと思います、あそこは、そのために共同店舗の中にタクシーの駐車場を設けてもらったのはありがたいことですが、そしたらやはりここら辺なんとかうまい方法で、24時間使える方法がないのかと。部分的にでもよろしいですよ。飲食店が入っているのに今の話では、ここに鎖をして入れないということはちょっと営業妨害と言えは語弊があるのだけれど、そういうのがかかってくるのかと。あとちょっといい方法がないのかと思って今質問しているのですが、どういうふうに検討しますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

駐車時間については6時から12時ということで一応は規則では定めていきたいというふうに考えてございます。当初はチェーンもかけないで、開けたままというふうには考えております。そういう24時間使える状況ではございますが、実際そういう悪質な利用があった場合ですね。例えばもうずっとそこを駐車場がわりにしているとかという状況が見られるようであれば、その状況を見ながらチェーンをすとかというような判断はとっていきたいというふうに考えております。当面は悪質な利用がない限りは、チェーンをかけないで24時間駐車できるような形にはなろうかと考えております。



以上です。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本正議員

悪質なということは出てみなければわからないということですね。しかしそういうのを想定して考えなければならないのではないですか。やはりどこでも、長時間駐車等々は出てくると思うのです。だからそこら辺を想定した考えで、悪質であればチェーンをかけるのだよと。そうなったら例えば、私こういうのは手前のほうであれだから言いたくないけれど、タクシーの待機時間。ここら辺せっかく駐車場とってもらっているのに、24 時間の待機時間、そこら辺は全然利用できない場合が出てくるということも視野に入れてお話しているのですか。私が言いたいのはそこなのです。そしたら何かの格好で、飲食店のその部分だけでもそういう待機する車ができるとか、そういう利用方法を考えてくれませんかというのが私の言っている趣旨なのです。そこら辺も含めて考えてみてはいかがでしょうか。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

当然飲食店等が遅くまで営業していくということで当然タクシーの利用は考えられるだろうというふうには考えております。駅前のロータリー部分についてはタクシーが待機できる場所等も用意しておりますので、そちらのほうで待機していただければというふうに考えています。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ちょっと急かして答弁申し上げたいと思います。実はこの利用時間、あるいはこの悪質な利用者ということについて、内部で法規審査委員会というのがあるのですが、その中で検討した中に、いわゆる飲み屋を利用するお客さん、これは人によってですが、2 時、3 時まで飲んで代行で帰る方もいるだろうと。今言ったように悪質な例が頻発して鎖を張られた場合、その人たちは代行を利用できないのではないかというケースが発生するというふうなことまでいろいろ内部で議論したところであります。

それで悪質な利用者という取り方ですが、駐車場がわりにずっと長期間そこに置いているケース、それから職場等が近辺にあって駐車料を払って借りている人もある中で、有料駐車場を借り上げないでそこにずっと継続的に置いていると、こういった例が挙げられます。このことについては当然車両の持ち主、利用者が確認できたならば個別に指導していくと。それでもなおかつやめないというふうな場合に、最終的にチェーンというのを考えていたわけですが、こういったことを話し合った上で、

一方ではそういった深夜まで利用するお客さんがいるということですので、状況を見ながらチェーンを張るというのは最悪の最後の最後的手段でございまして、その際には議会の皆さんとも相談をしながら取り扱いを変えていくような方法をとって進めたいと思っておりますので、当面は24時間ずっと使えるような方法で運営していきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本正議員

夜の活性化のために一つそこら辺を柔軟な考えでやっていただきたいと。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

議事進行についてなのですが、先ほど8番議員質問している最中に他の同僚議員からいろいろご意見ありましたけれども、議員それぞれ意見があると思うので発言すること自体はいいと思うのですが、何か意見があるのであれば不規則発言ではなくて挙手をした上で意見を言うべきだと思いますし、何か質問している最中に周りから言われると質問が飛んだりもすると思いますので、議事進行の問題として、そういうことがあれば議長の側でもしっかり管理をしてやっていただければなと思います。

○議長（昆 暉雄）

実は全員協議会でいろいろ論議をしています。今回ののは駐車場条例の決めることをしています。その中において、例えば何条が足りないから増やすということであればわかるのだけれども、そういうのではなくて別な面で論議するというのはおかしいと。ということで私のほうから出てきて、では附則の時にそういうものを追加をして、皆さんが言っているのは使いやすいようにするだけの問題ですから、そのためには使いやすいようなもののことを添付していただきたいということを話をします。

質疑を打ち切ります。

5 番。

○5 番田老賢也議員

今私が申し上げたのはこの条例内容に関してではなくて議事進行についてですので、その部分だけ言っておきます。

○議長（昆 暉雄）

いろいろあると思います。

内容についてはわかりましたので、それなりに整理をします。

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから、議案第 112 号 山田町駐車場条例を採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第 6、議案第 113 号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(白土靖行)

議案第 113 号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、震災で被災した山田町大沢川向集落センターにかわる集会所として公益財団法人国際開発救援財団ファイダー様が建設した施設が町に譲渡されることに伴い、所要の改正をするものであります。

それでは資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。

第 2 条の表中、山田町立田の浜コミュニティセンターの次に、名称、山田町立大沢川向コミュニティセンター、位置、山田町大沢第 2 地割 1 番地 13 をそれぞれ加えるものであります。条例本文に戻りまして、附則においてこの条例は平成 28 年 11 月 16 日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

大沢のほうお聞きします。これは一応寄付で建物をつくったわけですね。それであそこを造成するのにどれくらいかかったかちょっと教えてください。

○議長(昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

その造成費についてですけれども、大沢地区の漁業集落防災機能強化事業という事業の中で交付金を使って造成している部分でございます。復興交付金事業で整備する部分については造成までということになってございます。正確な造成費の金額については、大変申し訳ございません、現在資料を持ち合わせてございませんので…

（「大体でいい」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

済みません、申し訳ございません。漁集事業というトータルの中で全て含めてURに委託して実施している部分です。精査すればわかると思いますので、そこは後ほど議員にお伝えしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

なんで質問するかということは、建物の寄付のお金はもらったと。造成費のほうが3倍くらい高くなるのではないかと懸念する声を聞いたのです。むしろもっと奥につくってもいいのではないか。土地を買ったほうが安いのではないかと。そういう意見があったものだから今ちょっと質問したのがね。国から金があるからばんばん使うのもいいけれども、やはり慎重にやるところは慎重にやらなければ。買ったほうが安いのか、造成したほうが安いのか。その辺は内部で検討してください。これ以上質問しませんから。

○議長（昆 暉雄）

意見として承らせていただきます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから、議案第 113 号 山田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 7、議案第 114 号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第 114 号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

取得の目的は、町道細浦柳沢線道路整備事業に係る道路用地として土地を取得するものです。

それでは概要について説明いたしますので、別表をごらんください。取得する土地は下閉伊郡山田町飯岡第 8 地割 50 番 4 ほか 2 筆で、地権者は 1 名になります。地目は山林及び畑となっており、面積は 5,392.1 平方メートルで、坪にしますと約 1,631 坪となり、取得予定金額は 1,327 万 1,383 円であります。

次に、資料 1 をごらんください。用地取得全体図となります。緑色の線で囲んでいる部分が事業区域として取得する範囲で、今回の土地取得予定地を黄色で表示しております。

資料 2 は取得予定地の拡大図となります。

以上、提案理由と取得の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11 番。

○11 番菊地光明議員

確認ですけども、今回の取得が黄色の図面なのですけども、これで何割ぐらい、例えば図面の表示としてすでに取得済みがどの色で、今回のものでまだ未決という、最低でも 3 種類の図面を出してもらうとわかるのですけども、これではわからないので、今回何割くらいであと何割くらい、それとも今回で全部終わりなのかをお願いします。

緑の部分が取得と今説明を受けたので、それを見ると…緑が事業区域で、これを見ると残っているのですものね。だからどのくらいだかという…

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

緑色で囲んでいる部分、これが事業区域ということで、約 2.5 ヘクタールになります。それで取得済み、今回取得することによりまして、全体の約 26%が取得済みとなります。ですので、未取得が 74%ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

わかりましたが、残りの 74% くらいの今後の見込みはどうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回取得予定の山田側のほうはほぼ了解を得られております。長崎側については家屋に道路が当たる部分が結構多いということで今代替え地とか、その部分で交渉を進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第 114 号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 114 号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第 8、議案第 115 号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第 115 号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は柳沢地区に斎場を建設するに当たり敷地造成を行うものであります。

それでは工事概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。敷地造成12,900平方メートル、コンクリートブロック積工184平方メートル、軟弱地盤対策工5,177平方メートル、排水構造物工1,211メートル、路盤工4,239平方メートル、防火水槽工1基を施工するものです。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件付き一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき10月4日にホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものです。その結果、奥井建設株式会社1社の応札があり、10月26日に開札を行いました。が、予定価格に達しなかったことから10月28日に再度入札を行い、予定価格内で入札した奥井建設株式会社を落札候補者に指名しました。その後資格の確認を行い、10月28日に落札者に決定し、10月31に仮契約を締結したところです。契約金額は消費税額及び地方消費税額1,160万円を加えた金額、1億5,660万円で、工期は平成28年11月7日から平成29年10月31日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第115号 山田町新斎場敷地造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第115号は原案のとおり可決しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第116号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第 116 号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成 27 年 12 月 15 日に開催された第 4 回山田町議会定例会におきまして、議案第 116 号として議決をいただき、請負金額 3 億 7,530 万円で東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部岩手法人営業部が施工中の工事であります。それでは変更の概要を説明いたしますので、資料 2 をごらんください。

今回の変更は復興工事に伴う設計路線の変更による光ファイバ規格及び数量の変更のほか、町独自で立てる電柱の数量変更などに伴うもので、当初設計では 340 本と積算しておりましたが、実際に立てた数量は 133 本であったことから、それらの数量及び金額を変更するものです。次に変更契約についてですが、資料 1 をごらんください。

変更前の金額 3 億 7,530 万円から 4,471 万 2,000 円を減額した金額 3 億 3,358 万 8,000 円で、平成 28 年 10 月 31 日に請負変更仮契約を締結したところです。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4 番。

○4 番黒沢一成議員

金額のことなのですが、変更の部分を見ると電柱が 207 本減っているので契約の増減を単純に計算すると電柱 1 本が 20 万円くらいになるのですが、電柱というのは街灯を付けているような電柱と同じと考えてよいのか。それであれば納得がいくのですが、NTTとか東北電力の電柱を使うということになったようでは、そうなった経緯というか、それによって変わるのは町でつくる電柱が減ることだけなのか、あと一つは東北電力とかNTTの電柱を利用することによって料金等が発生するかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

確かに電柱は東北電力とNTTさんの電柱に共架と言いますか、使用させていただいて、光ファイバケーブルを当然回す、張り巡らすということでございます。それらを利用しても利用しきれない、利用できない部分が出てまいりますので、そのときに町で独自に電柱を立てるということになります。実際的には町内全体で 1,659 本、NTTさんと東北電力さんの電柱を利用して全体で使っているということでございます。当初見込んだよりもその部分のところが減ったということでございます。

電柱の利用料に関しましては、一応使わせていただくということでご了承を取っているものと理解しております。

○議長（昆 暉雄）



4 番。

○4 番黒沢一成議員

説明があったような感じかなと当初思っていたのですが、町でつくる電柱を減らしたことによって隅々までというか、細々した部分で不便が出てこないかどうか、それだけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず各世帯で光ファイバが接続できるように今回の工事でくまなく行いましたので、不便が生じるということは現在のところないものと思っております。今後新しくおうちができたときにどうするかという問題はこれから検討ということになるかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

船越地区は高台造成してこれからうちが建ってくるのですけれども、そういう点で必要な部分には立てていくということで了解しました。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

請負契約の変更、増減はよくあることですが、いつも言われるのですけれども、増の場合は当初設計が甘かったのではないかとこののを指摘されます。今回の場合にもあまりにも電柱の設置が本当に設計したのか。私はこう見ると、当初設計が 340 本だったのを 207 本も減額して 133 本になりました。大変いいことだと思う反面、当初設計は本当に現地を見ないで机上で設計したのではないと思われるのですが、本当に現地を見て精査して 340 本だったのか。でないと、端的に言って約 3 億の事業費で 5,000 万も減額するのと、その逆の 5,000 万増だったら、また当初設計のどうのこうのと言われたと思うのですが。今回の場合だって、減額になったからいいということではないと思うのです。やはり当初設計に何らかの不備があったということなのか。私が言うように机上設計だったのか。現地を見なかったのか。精査しなかったのか。その辺についてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

本来当初この計画はプロポーザル方式ということで全国に応募しまして、こういった技術を持っているということで N T T さんから技術提案がありまして、それで決定して皆様からご承認をいただいて進めております。電柱がこんなに減って当初が甘かったのではないかとこのご指摘でございますが、

全体で延長距離が 68.15 キロでございます。船越と豊間根、全て電柱を這わせている距離が。当然この 1 本 1 本を精査して見るというのは先ほど申しましたとおり 2,000 本近くの電柱でございますので、かなりの労力を、細かく出すとすればかなりの期間が必要になるということで、我々とすれば事故繰越しの事業で今年度中には完成させなければならないという部分もございますし、決して適当にという部分ではございませんが、ある程度の概略で標準設計というものがございまして、それを用いながら協議しながらやったという見積もり本数でございます。また変更になった部分といたしましては、現在復興工事で当初は浦の浜の今行っている道路を通して大浦にもっていくというような感覚で考えたものができないということでそのまま三浦医院の辺りから海蔵寺方面にもっていったとか、豊間根のほうも今インターをやっているのですが、そんな大きな復興工事の影響で逆に変えた結果電柱の本数が少なくて済んだということもございまして、その辺りはご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

わかりました。一応このくらい町が立てる 340 本が 207 本で済んだということはわかりましたので了解しますが、これによってたるみと言うか、そういうのは心配がないということで理解してよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

そういったたるみをつくる工事はしていないものと理解しております。心配はないものというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7 番。

○7 番尾形英明議員

今の件に関してですが、ものすごくたるんでいる部分がいっぱいあります。と言うのは、私思うのは、先ほど 11 番と同じで電柱がこのくらい減ったということは多分その N T T なり電力の電柱に共架した部分だと思うのです。それはそのとおりでよいと思うのです。ただ N T T も電力も含めて立てたいのだけれども工法的に難しいみたいな場所。要するに個人の場所で占有をしなければならない場所、上空で上手にやっている部分があるのです。N T T を含めて。軽い部分だったからよかったのですが、今度は二重になった部分によってそれが耐えられない形になっている箇所が数カ所あります。私のうちの前もそのとおりですけれども、そういう部分で多分この 133 本減った部分の中で、多分個人の用地を占用して建てる金額的な部分も含めて、そういうのまで含んだ形の中で設計していると思



暫時休憩をいたします。11 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

暫時休憩をいたします。ただいまから議長室において議運を開きますので、委員は議長室に集まってください。その間暫時休憩します。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 56 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

ただいま 11 時 56 分であります。臨時議会が終了するまで延期いたしますのでご了解を賜りたいと思います。

総務課長より発言したい旨申し出がございますので許可いたします。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

貴重なお時間を頂戴いたしまして大変申し訳ございません。

先ほどの 7 番議員さんに対する私の答弁の中で一部不穏当な部分がございますので、取り下げ及び削除をお願いしたいと思います。このような事態を引き起こしまして大変申し訳ございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

また、町長より発言したい旨の申し出ございましたので許可いたします。町長。

○町長（佐藤信逸）

私のほうからも今しがたの件について一言おわびを申し上げたいと、そう思います。

先ほどの総務課長の不穏当不適切な発言ということでございます。大変申し訳ないと思っております。そして、そのことによって議会を中断させたということでございます。重ねておわびを申し上げたいと、そう思っております。今後はしっかりとした対応、答弁を各課長においては緊張感を持って誠意を持って答弁するよう指示すると、こういうことでございます。そして、今回の臨時議会に上程しております議案第 116 号については説明不十分ということで取り下げたいと、そう思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

議案第 116 号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを撤回したいという申し出があります。議案第 116 号撤回の件を

日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

議案第 116 号撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

追加日程第 1 議案第 116 号撤回の件を議題とします。総務課長から撤回の理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

この件に関しましては、私の勉強不足多々ございまして、皆様にご納得のいく説明をすることができませんでした。よって、今回はこの件に関しましては上程を撤回させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 116 号撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 116 号撤回の件を許可することに決定しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第 10、同意第 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで甲斐谷副町長の退席をお願いします。

（甲斐谷義昭副町長退場）

○議長（昆 暉雄）

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

同意第 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。甲斐谷義昭副町長の任期が平成 28 年 11 月 9 日で満了となることから、引き続き副町長に選任するため議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。氏名、甲斐谷義昭。生年月日、昭和 29 年 10 月 23 日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町船越第 6 地割 32 番地。最終学歴、岩手県立釜石工業高等学校卒業。主たる経歴、教育委員会事務局教育次長兼学校教育課長、総務課長、副町長。

以上のとおりであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例 65 により省略します。

これより同意第 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについてを無記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖をいたします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は 13 名であります。

ここでお諮りいたします。山田町議会会議規則第 29 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番田老賢也君、9 番阿部吉衛君、10 番坂本正君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 5 番田老賢也君、9 番阿部吉衛君、10 番坂本正君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（職員により投票用紙配付）

○議長（昆 暉雄）

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第 77 条の規定により、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第 77 条の 2 により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱を上げてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長（昆 暉雄）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長（白土まさ子）

1 番阿部幸一議員。2 番田村剛一議員。3 番佐藤克典議員。4 番黒沢一成議員。5 番田老賢也議員。6 番木村洋子議員。7 番尾形英明議員。8 番関清貴議員。9 番阿部吉衛議員。10 番坂本正議員。11 番菊地光明議員。12 番山崎泰昌議員。13 番吉川淑子議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長（昆 暉雄）

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5 番田老賢也君、9 番阿部吉衛君、10 番坂本正君の立ち会いをお願いいたします。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長（昆 暉雄）

開票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、賛成 12 票、反対 1 票、白票ゼロ。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場開鎖)

(甲斐谷義昭副町長入場)

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長に申し上げます。

同意第 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、甲斐谷副町長より挨拶をしたい旨申し入れがありますので、これを許可いたします。

甲斐谷副町長、登壇の上ご挨拶願います。

○副町長（甲斐谷義昭）

このたびは副町長同意案件に議員皆様の格別なるご高配を賜り、同意を得られましたことに心から御礼を申し上げます。もとより微力ではございますが、再任されましたならば佐藤信逸町長の右腕となって山田町の復興、町政の推進、町民福祉の向上のため全力を尽くして頑張る決意でございます。今後におきましても、議員皆様のこれまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会とします。

午後 0時15分閉会